

## 海外現地調査報告（速報）

## 1. 実施概要

- ✓ シェアリングエコノミーの統計的把握に関する最新の検討状況や課題について意見交換することが主目的
- ✓ 12月10日～14日の5日間実施
- ✓ ロンドン、ブラッセル及びパリの政府機関、研究機関、団体等と8件・10機関と面談
- ✓ 経済産業省及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングより2名ずつ参加

## 面談先一覧

訪問機関
ロンドン
Office for National Statistics (ONS) Sharing Economy Office 英国国家統計局シェアリングエコノミーオフィス
PricewaterhouseCoopers UK (PwC UK) 会計・コンサルティングファーム
NatCen 独立系社会調査研究機関
Sharing Economy UK (SEUK) 業界団体
ブラッセル
European Commission DG Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs (DG GROW) 欧州委員会 域内市場・産業・起業・小規模企業総局
European Parliament Directorate-General for Internal Policies of the Union 欧州議会事務局 局連合域内政策部 Eurostat 同席
パリ
OECD 事務局 Directorate for Science, Technology, and Innovation 科学技術イノベーション局 (別途、貿易農業局サービス貿易部)
L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques (INSEE) フランス国立統計経済研究所
Auprès du Haut-Commissaire à l'Économie Sociale et Solidaire et à l'Innovation Sociale, Ministère de la Transition Ecologique et Solidaire 環境連帯移行省 社会的連携経済高等弁務官オフィス 経済・財務省同席

## 2. 総括

### (1) 概況

- ・ 各機関ともシェアリングエコノミーの統計的把握の重要性は共有。ただし、定義・分類、調査手法等に関して試行錯誤を行っている段階。
- ・ 統計調査の実施例は限定的。また、実施済みの推計も未成熟な段階。
- ・ シェアリングエコノミーの定義及び統計的把握に関する議論は、各国の政策課題と密接に関係。労働者の権利保護（英国）、環境問題（フランス）、デジタル単一市場（EU）等。
- ・ 各機関とも国際的な議論を重視するなか、日本の訪問・検討状況の紹介を歓迎。今後の議論への貢献も期待。

### (2) 定義・分類

- ・ 各機関によるシェアリングエコノミーの定義は「遊休資産（unutilized asset）の活用」「インターネット上のプラットフォームの媒介」「個人間でシェア」といった共通要素はあるが、「シェア」や「遊休資産」の捉え方は定まっていない状況。
- ・ モノのシェアについては、欧州において所有権の移転を含まないと考える意見が多いが、INSEE 及び NatCen は所有権が移転する取引もモノのシェアに含む。
- ・ 定義の相違は、政策目的に依る。欧州では総じて労働に係る問題意識が強いため、モノを提供するだけで実質的な労働が発生しない事業より、移動や宿泊、スキル等の労働提供を伴う分野に関する検討が急がれている模様。NatCen は英国税務当局である歳入税関庁（HMRC）の委託による研究であるため、モノも含めて広義に捉える研究。
- ・ 定義の統一、ハーモナイズの重要性とその困難さが共通認識。OECD、Eurostat、主要国統計当局（欧州では英国、フランス、デンマーク等。ほかにカナダ、米国、豪州等のプレゼンスが高い）がワークショップ等の機会も設けながら調整が進行。
- ・ 昨今「プラットフォーム経済」や「ギグエコノミー<sup>1</sup>」についても検討が進捗。シェアリングエコノミーは「プラットフォーム経済」に包含されると理解されている。
- ・ 欧州において産業分類の直近の改訂は 2006 年。EU 加盟国は欧州による分類を基本的に採用。
- ・ 売上と従業員数により業種分類することから、広告業に分類されるシェアリングエコノミーのプラットフォーマーも多数（Airbnb 等）。

### (3) 統計調査

- ・ これまで実施された統計調査は限定的である。調査対象として、①提供者・消費者（個人）、②仲介者（プラットフォーマー）、がある。
- ・ 手法は、調査票による調査（既存調査への質問追加を含む）、聞き取り調査、公開情報による調査等。
- ・ 実績としては、ONS による既存調査への質問の追加、欧州委員会によるプラットフォーマーに対

---

<sup>1</sup> Gig economy。インターネットを通じて単発の仕事を受発注する短期間・フリーランスの労働によって成り立つ経済形態であり、恒久的（permanent）の雇用による経済形態の対立概念として用いられる。

する調査・推計、NatCen（英国 HMRC の依頼）による消費者に対する調査、等がある。

- ・ 既存調査への質問追加は、回答者負担の観点等から容易にはできない。
- ・ 仲介者（プラットフォーム）への調査は、欧州委員会（及び同委託先）、ONS、フランス政府等が取り組み。各国とも母集団の把握に腐心。
- ・ 現在検討中の手法として、ウェブスクレイピング、行政データ・税務データの活用等。

#### （４） 規制環境・税制

- ・ 規制環境がシェアリングエコノミーに与える影響についての関心が高く、欧州委員会等も研究。シェアリングエコノミーに関わる規制環境や法制度は欧州域内においても国により異なり、これにより域内でも国により多様なシェアリングエコノミーに関わる政策（税制を含む）が展開。

#### （５） 社会的関心事項

- ・ 欧州においては労働者の権利保護、環境・循環型社会等への関心が高く、こうした観点からシェアリングエコノミーに関心。

### 3. 訪問先別ポイント

#### （１） 英国

##### 英国国家統計局/Office for National Statistics (ONS)

ONS は英国政府の統計当局として、シェアリングエコノミーの統計的把握の実現可能性に係る調査研究を 2015 年より実施。シェアリングエコノミーの定義の検討、文献調査、潜在的な将来の情報ソースの検討、既存のデータソースからの検討、「データサイエンス・プロジェクト」等。

##### 定義・分類

- ・ ONS は、シェアリングエコノミーを「使われていない資産を、デジタル仲介者を通じ、P to P 取引で共有し、当初使用の範囲の外での使用によって関係者に便益をもたらす共有」と定義。すなわち、要素は①遊休資産、②消費者対消費者、③オンラインプラットフォームの仲介、及び④所有権の移転なくモノまたはサービスに一時的にアクセス（中古品販売を除く）という 4 要素。
- ・ 日本の定義と比較すると、「遊休資産」が入っていない内閣官房の定義より、シェアリングエコノミー協会の定義に近い。
- ・ 定義作成のプロセスでは、PwC、米国商業省及び Sharing Economy UK の定義を参照。また、企業登記局（UK Companies House）が有する事業者の登記書も確認。
- ・ 当初（2016 年）は、シェアリングエコノミー活動を、①資産の賃貸またはアクセス（例：宿舎、駐車場、倉庫、乗物及び道具）、②P to P サービス（例：移動、配達、家事サービス、専門サービス）及び③共同金融（collaborative finance）（例：クラウドファンディング、P to P 貸付、投資、送金及び換金）の 3 類型を用いて整理していた。その後、2017 年 11 月の進捗報告において、上記 3 類型を補完すべく、決定木を用いて特定のサービスがシェアリングエコノミーに該当するか否かを確認する手法を提示。
- ・ 決定木は、特定のサービスがシェアリングエコノミーに該当するか判断するためのもの。企業自身が用いるわけではなく、調査実施側が振り分けるために使用。将来的には振り分けの自動化を企

図。

- デジタルのマッチングによる「プラットフォームビジネス」と「資産のレンタル」の重複部分を「シェアリングエコノミー」として把握。中古品販売はシェアリングエコノミーに含めないが、デジタル経済の一部として関心。
- 英国の産業分類は欧州の枠組みである NCEA<sup>2</sup>に依拠するが、最近の改正は 2007 年であり、シェアリングエコノミーは含まれず。
- 統計的な把握の実態的な困難の要因は、①企業の売上におけるシェアリングエコノミーによる割合の補足、②CtoC 取引の補捉（英国歳入税関庁とも協力）、③無償の取引や無料サービスの扱い（世帯サテライト勘定による把握も検討）。

#### 調査・推計

- 2017 年には個人を対象とする社会調査に新たな質問を追加。また、企業を対象とする電子商取引調査（E-commerce Survey）及び年次企業調査（Annual Business Survey）を用いて、シェアリングエコノミープラットフォームを 81 社（金融は除く）分析。シェアリングエコノミー企業と非シェアリングエコノミー企業の売上、購入、人件費及び広告宣伝費を比較するとともに、クラスター分析を実施。
- Sharing Economy UK の協力もあり、個別のプラットフォームから情報を得ることに困難は感じず。

#### 最近及び今後の活動等

- 2017 年の報告書発表以降は周知活動、関係省庁や国際的な協議等に注力。
- 英国内の関係省庁による横断的作業部会を形成。各省庁の統計上のニーズの把握に努めつつ、定義の相違等について協議。統計上のベストプラクティスを共有。労働者保護に対する強い関心等も一定の影響。
- 将来的にはこれまでの手法に新たなデータの使用、付加価値税データの活用、より多くのプラットフォームの特定（現在は金融も含め 86 のプラットフォームを補捉）、機械学習も用いて新興のスタートアップ等の補捉等を予定。ただし、報告書等の発表は当面予定せず。
- 国際的な調整に意欲。OECD、Eurostat 及び国連、主要他国統計当局等とも密に連絡。日本の貢献を歓迎。
- ONS が扱うデータは集計されたものであり、EU 一般データ保護規則（GDPR）による影響なし。

#### PricewaterhouseCoopers UK (PwC UK)

会計・コンサルティングファームである PwC UK は、2014 年 8 月英国のシェアリングエコノミーの市場規模を試算。また、2016 年 4 月には欧州委員会の委託により欧州 9 か国における 275 のプラットフォームを特定し市場規模を試算する報告書（Vaughan (2016)）を公表。

<sup>2</sup> 欧州共同体経済活動統計分類 Statistical Classification of Economic Activities in the European Community

## 定義

- ・ シェアリングエコノミーを他の経済活動と区別する特性は、①デジタルプラットフォームの使用、②所有権に拘らない資産へのアクセス、及び③協調的及び信頼（提供者と利用者の）への依拠の3点。
- ・ シェアリングエコノミーと重複のあるデジタル技術により台頭した昨今概念として「ギグエコノミー」「クラウドエコノミー」「P to P エコノミー」「循環型経済（Circular Economy）」「共同経済（Collaborative economy）」「オンデマンドエコノミー」。
- ・ 2016年報告書では、①P to P の宿泊、②P to P の交通、③オンデマンドの家事サービス、④オンデマンドのプロフェッショナルサービス及び⑤共同金融の5分野を取り上げた。

## 調査・分析

- ・ 2014年には英国、2016年にはEU全域について、上記5分野のシェアリングエコノミー市場規模をプラットフォームの収入等より推計。
- ・ 今後の課題として、労働、GVA及び税金などへの経済的インパクト、グロスにとどまらずネットのインパクト、社会的インパクトや環境へのインパクトも含む包括的な把握が課題。

## 2016年報告書の前提や成果等

- ・ シェアエコの特徴は、①デジタルプラットフォームを使っていること、②所有権にかかわらず資産にアクセスできること、③提供者と利用者の信頼を構築すること。②の関係で、モノの売買はシェアエコに含めていない（たとえばeBayによる販売等で所有権が移転するものは除外）。ただ、モノを短期間だけ所有して売買するのはシェアエコと言ってもよいかもしれない。
- ・ シェアリングエコノミーは、今後、欧州で毎年40%弱伸び続けると予測しているが、これは決して大きな数字ではない。2014年、2015年にいずれも倍近く伸びており、むしろ保守的な予測。
- ・ 欧州8か国において合計275のプラットフォームがあると特定した。仏、英（特に金融）の企業数が多い。調査時点で可能な限り多くのプラットフォームを特定すべく、関連業界出身のリサーチャーが保有するリストを活用しつつ、様々なソースにあたり網羅性の確保を目指した。ただし、スタートアップや、合併、撤退等の動きが速い分野であることから、必ずしも全てを捕らえられたわけではなく、また、その後も様相は変化。
- ・ 調査を実施した2、3年まえでは、公的なデータの整備が進んでおらず困難ななか、入手可能なデータを組み合わせていった。英国での分類・定義の見直しは8年前と古くて役に立たなかった。その後、ONSが取り組みを本格化し、現在は関連統計の整備が進展。

## 2016年報告書以降の展開

- ・ 2016年報告書はシェアリングエコノミーを網羅的に捕捉しているというよりは、主要5項目に絞って推計したもの。
- ・ 2016年報告書の5分野に入れなかったが、その後の出現や急速な成長がみられる分野は次の3つ。①ファッション、小売人材、コンサルタント、ヘルスケア等の新分野、②シェアエコのバリューチェーンを支える、保険、支払い、両替、信用調査、評価等、③B to Bの有休資産（医療機器、建

設機械等)の活用を促すサービス。これらのサービスもシェアエコに含めるべきだが、レポートの数字には含まれず。

- ・ヘルスケアについては、国家による保険制度があるなか、その枠外で個別に医師からのサービス提供を受けることができる。既存の保険制度を脅かす「破壊的サービス」となるインパクトもあり、注目。ひとたび国の制度を外れてシェアエコの新サービスを利用して利用者が、公共サービスに戻りにくくなるなどの問題あり。

#### 英国における関心事項等

- ・英国で特に関心が高いのは、提供者としての個人の経済活動。労働時間や最低賃金、課税等の政策立案の検討に必要。その意味では、シェアリングエコノミーというより「ギグエコノミー」。提供側の個人の権利保護。ギグエコノミーに注目。
- ・納税面について、欧州委員会に対する報告として、ギグエコノミー、シェアリングエコノミーの影響は、プラスのほうが多いと報告した。現金での支払いが、カード決済等に代替され、透明性が高まることになる。同時に、雇用と税制の関連で、自営業、雇用主は被雇用者に比して納税率が低いいため、ギグエコノミーの進展を踏まえた税制の改革も必要。
- ・Matthew TaylorによるTaylor Reviewという昨年出た雇用に焦点を当てた報告書がある。このレポートを踏まえて政府がどのような動きをとったのかは承知していない。Uber等のシェアリングエコノミーや配送会社に対する雇用関係訴訟も多数。ギグエコノミーにおける雇用の権利に関する問題が注目を集めている<sup>3</sup>。
- ・今後は、市場規模という金額面だけでなく、利用者の利便性向上や環境負荷の低減、コミュニティ・地域社会への影響など、より多様な影響、また、既存産業の縮小も含めたネットでのインパクトを検討したい。
- ・GDPは一部の側面に過ぎず、政策が社会全体にどのような影響を及ぼしているかを見る必要。より広くデジタル税制(デジタルプラットフォームの納税)が問題となっており、今後の検討課題<sup>4</sup>。
- ・規制・法の影響について注目している。PwCが欧州委員会の委託を受けて行った調査(2016年4月)においては、国による法規制の違いは大きく、それがシェアリングエコノミーに対する政策の違い(促進か規制強化か)に表れており、また、都市や州によっても差異がある。
- ・日本の統計に関する報告に照らし、特に売上高の推計(内閣府)は英国の同種の推計に比しても規模が近い。他国によるこうした一貫性が感じられる推計結果を承知することは有益。

---

<sup>3</sup> 雇用に関する「テイラー報告書」(ビジネス省の独立報告書として2018年にアップデート版を公表)が、今日的な雇用形態についての現状と課題を提示。Independent report Good work: the Taylor review of modern working practices, Published 11 July 2017, Last updated 4 May 2018 (<https://www.gov.uk/government/publications/good-work-the-taylor-review-of-modern-working-practices>)

<sup>4</sup> 2017年10月に欧州委員会税制総局が公表した「シェアリングエコノミーと税制」に関する文献調査報告書にPwCのチームも参加。European Commission, Literature review on taxation, entrepreneurship and collaborative economy, 2017.10 ([https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/taxation\\_paper\\_70.pdf](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/taxation_paper_70.pdf))

## NatCen

独立系社会調査研究機関 NatCen は、2017 年 4 月、英国歳入税関庁 (HMRC) の委託を受け、シェアリングエコノミー提供者の収入及び事業者数、並びに税行動の把握を主眼とした報告書 (Nilufer, et al. 2017(a)) を公表。

### 定義

- ・ 財・サービスの提供者としての個人を対象とした調査を実施。英国の税務当局 (HMRC) がシェアリングエコノミーの提供者である個人への課税を検討するために NatCen に委託。
- ・ シェアリングエコノミーの定義は、デジタルプラットフォームを通じ、個人又は企業に資産等の共有、販売、レンタルを可能とする経済活動としつつ、調査の対象は、利益目的で個人によるものに焦点を絞っている。HMRC の意向も踏まえ、モノの売買も含めた。ただし、中古品の売買は (課税に馴染むものではないということで) 除外。モノの売買は手作り品と再販売目的で購入したものに分類。
- ・ スキルのシェアは、短期的なものが一部入っているものの、家庭教師のような、デジタルプラットフォームを介していなくても成立したであろうものは含めず。

### 調査手法等

- ・ 調査では、①NatCen が持つランダムなパネル、②YouGov という他機関に運営される選択的なパネル、及び、③YouGov によるより絞り込んだパネル (シェアエコ提供への態度や税への知識を含む 30 問を質問) の 3 グループに対して実施。
- ・ シェアリングエコノミーに関する今後の調査は具体化していないが、他方、ギグエコノミーについての調査はビジネス省の委託で実施に着手。シェアリングエコノミー従事者の、労働者としての権利保護について英国政府は現在、強い興味。

## Sharing Economy UK (SEUK)

2015 年 6 月設立の業界団体である SEUK は、2016 年 1 月、統計に係る課題と提言を含む報告書 (Coyle (2016)) をビジネス・イノベーション・技能大臣に提出。

### 定義

- ・ 団体として明確な定義を打ち出しているわけではない。会員勧誘の観点からはシェアリングエコノミーを広く捉えている。

### 団体概要等

- ・ 日本のシェアリングエコノミー協会と異なり、カバー率は 50% より低いとの感触。主要プラットフォームでは Airbnb、デリバラー (Deliveroo)、ガムツリー (Gumtree) は入っているが、ウーバー (Uber) は入っていない。小規模なスタートアップは会員になっておらず、会員数は 35 社。2 年前に設立した当時は 20 社で、倍近くにはなったが、最近は横ばい傾向 (新規入会、退会ともあり)。
- ・ 入会のための厳格な要件 (SEUK としてのシェアリングエコノミーの定義) は定めていない。例えば、事業者が車両を保有するジップカー (Zipcar) も入会している。

- ・ シェアリングのような活動をしていれば入会可能であり、スキルやモノ（広義。Stuff）の取引をしていればよい。
- ・ 準会員（協賛企業）として、コンサルティングファーム（PwC 等）、弁護士事務所、決済サービス企業も参加。
- ・ クラウドファンディングについては FSA が規制を設けており、Peer to Peer Finance Association という別の業界団体がある。

## 2016 年報告書

- ・ SEUK は ONS と協力しながら活動している。Diane Coyle 教授（ケンブリッジ大学）は ONS の顧問でもある。報告書の内容、とりわけ統計に関する提言部分は SEUK の立場を反映しているものとの位置付け。ただし、SEUK が各論点を主張、フォローしているわけではない。
- ・ 現在 Coyle 教授は、Economic Statistics Centre of Excellence (ESCoE)<sup>5</sup>の委託を受けプラットフォームに対する調査を今一度実施しているところである。まだ、どこが協力的かどうかは明らかになっていない。

## 事業者による調査への協力

- ・ 事業者にとって、業界団体と連携し、課税目的ではなく振興目的（これによって投資が増加する等）であることを説明すれば調査への協力が得られやすい。GDP 以外に貢献しているという統計結果が表れ、それが政策に反映されれば業界のためにもなる。
- ・ （周知活動については）統計については 2016 年報告書にかかるプレスリリースを発表した。その他は統計分野ではないが、グッドプラクティスを共有すべくトラストシールを実施した。シェアリングエコノミー協会、日本規格協会とも協力関係にある。

（参考）

- ・ ロンドンにおいて自動車による旅客運送の資格はブラックキャブとミニキャブの 2 種類がある。前者は後者より条件が厳しく料金は高い。Uber のドライバーは後者の資格を持っている。他方、個人によるコストシェア（相乗り）は無資格。

## (2) 欧州連合関連機関

欧州委員会域内市場・産業・起業・小規模企業総局 (European Commission/ DG Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs (DG GROW))

2016 年 6 月にシェアリングエコノミー（欧州においては collaborative economy）に係る取組を示すガイダンス文書を発出。同時に公表した事務局作業文書 (European Commission (2016(a))) において、統計上の課題について指摘した。その後、2016 年には PwC UK に市場規模の試算を委託（上述）、また同年コミュニケーション総局 (Directorates-General Communication; DG COMM) と協調して「コラボレーティブプラットフォームの利用」に係る調査を外部専門家に委託のうえ報告書 (European

<sup>5</sup> 2017 年 3 月に ONS の出資により、National Institute of Economic and Social Research (NIESR)、キングスロンドンカレッジ、非営利の研究所である Nesta、ケンブリッジ大学、ウォーリック大学ビジネススクール及びブストラスクライド大学ビジネススクールのコンソーシアムとして設立。統計に特化した研究を実施。(https://www.niesr.ac.uk/about-us)



Commission (2016(b))) を公表、さらに 2018 年 2 月には外部専門家に対する委託により EU28 か国におけるセクターレベルでのシェアリングエコノミーの統計的把握 (European Commission (2018)) を実施。

#### 定義・分類

- ・ 定義については、2016 年の欧州委員会文書<sup>6</sup>において、プラットフォームを介し、一時的にモノやサービスにアクセスするビジネスモデルであるといった定義はなされているものの、統計上の厳密な定義や分類は未確立。
- ・ 定義や対象範囲はその政策目的によって異なる。DG GROW は規制環境の評価、ビジネス環境の改善等の政策的な観点から、既存の法的摩擦の把握に関心を有するため、法的摩擦が生じない部分は射程に含めず。ただし、DG GROW として完璧な定義を見出すに至らず。
- ・ スキルのシェアにはローカル限定のもの（庭の手入れ等）とグローバルに提供可能なもの（デザイン等）の 2 種類があり、競争環境の観点からは両者は区別する必要。
- ・ Eurostat が各国統計当局と調整しつつ定義・分類を検討中。統計的把握についても統一的な方向性の提示には未だ至らず。
- ・ プラットフォームに係る項目が限定的な NCEA に比して、日本の分類は進んでいる印象。

#### 調査・推計

- ・ DG GROW による 2018 年 2 月調査では、プラットフォーム 700 社のうち 11% が回答。
- ・ Similar Web によるヒット数を参考に、プラットフォームの業界別売上を把握し、プラットフォームの手数料を平均値 15% と想定して推計。結果、EU 全域で、シェアリングエコノミーの規模は GDP 比 0.2%。

#### 今後の作業予定

- ・ DG GROW は宿泊分野のシェアリングについて調査に着手。ただし、プラットフォームは重要なデータはセンシティブとしていることから可能な調査が予断できず。
- ・ 現在、宿泊のシェアが政策的に問題となることから最初に取り上げるが、その後、他分野についても調査の実施を予定。ただし、スキルのシェアは欧州ではあまり大きくない。
- ・ CoContest に代表されるクラウドファンディングのオンラインプラットフォームがプレゼンスを高めていることから、ブラッセルの独立系研究所である欧州政策研究所 (Centre for European Policy Studies; CEPS) が調査研究を行っている<sup>7</sup>。
- ・ Eurostat もプラットフォームに対する調査の実施を検討中。信頼性の高いデータは直接プラットフォームから得ることが有用。ただし、EU レベルでの包括的な調査を実現するためには今後も作業や課題が多い。今後、Eurostat が取得すべきデータを特定し、加盟国に伝える見通し。これまで

<sup>6</sup> Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions; A European agenda for the collaborative economy, 2.6.2016, COM(2016) 356 final, p.3

<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2016/EN/1-2016-356-EN-F1-1.PDF>

<sup>7</sup> Estrin et al., Equity Crowdfunding and Early Stage Entrepreneurial Finance: Damaging or Disruptive? CEP Discussion Paper No 1498, September 2017 <http://cep.lse.ac.uk/pubs/download/dp1498.pdf>

加盟国の統計当局が自国プラットフォームの情報を Eurostat に報告していたが、今後 Eurostat が直接プラットフォームに対して調査を実施する予定。複数国で展開するプラットフォームにとって負担減を期待。

#### 海外プラットフォーム、横断的プラットフォーム等

- ・ 欧州域外のプラットフォームにより労働市場への圧力、税制上、競争上の課題など政治的な問題も発生。
- ・ 欧州に拠点がない海外プラットフォームの補捉は困難。また、拠点があるプラットフォームも財務の詳細なデータの提出は困難としている。税制・関税同盟総局も関心。

#### 欧州議会事務局連合域内政策部 (European Parliament Directorate-General for Internal Policies of the Union)

##### Eurostat 同席

欧州議会事務局及び欧州議会研究所は、外部有識者等とも連携しつつ、シェアリングエコノミーに関連する調査報告書を累次公表。2016年12月「シェアリングエコノミーの経済レビュー」(European Parliament (2016))、2018年2月「シェアリングエコノミーと税制」(European Parliament Think Tank (2018))。

#### 定義・分類

- ・ 2016年の欧州委員会文書における定義があるも、各国関係者が共通に受け入れている定義はない。呼称すら定まっておらず(シェアリングエコノミー、コラボレーティブエコノミー、オンラインプラットフォームエコノミー、デジタルプラットフォームエコノミー等)、一般的なコンセンサスは遠い。
- ・ 特定のプラットフォームを対象とするか否かという細かいレベルでも意見の不一致も。
- ・ NACE等の既存の分類に適合せず、非職業的な提供も多い。また、プラットフォームが提供するデータは十分に細分化されてないことから計測が困難。
- ・ EurostatとDG GROWの協議では、「プラットフォームサービス」といった括りの分類は、多様なものが含まれるために設けることは困難との感触。

#### 調査・推計

- ・ 2018年には欧州委員会DG GROW報告書(前出)及びプラットフォーム労働に関する報告書<sup>8</sup>が公表され、プラットフォーム側及びサービス提供者側からの調査・推計が進展。いずれも精緻化が課題。

#### 欧州議会の今後の取組

- ・ 統計に関しては、情報源として、公的な情報に加え、プラットフォームのデータへのアクセスが

<sup>8</sup> Perole et.al., Platform Workers in Europe Evidence from the COLLEEM Survey, European Union, 2018 <https://ec.europa.eu/jrc/en/publication/eur-scientific-and-technical-research-reports/platform-workers-europe-evidence-colleem-survey>

有用。

- ・ 関連する諸問題（税制、雇用・労働者の社会的保護、消費者保護、個人情報保護、価格差別等）とも関連して、各国当局とさらなる連携の強化。また、社会的対話を通じ、提供者の組織化を促進し、集団的な交渉力の向上に寄与。
- ・ 既存の産業への影響も含め、プラスとマイナス両面の把握が必要。

#### Eurostat の取組と困難

- ・ 把握の方法として、財・サービスの生産者から直接情報を得ることが伝統的な方法だが、小規模なプレーヤーや事業登録していないプレーヤーも多いために困難。そこで、仲介事業者にアプローチする方法もあるが、欧州に拠点を持たない事業者は調査への協力義務はないため善意の協力が必要。
- ・ **DG GROW** と連携し、事業者の公共政策担当者（企業内では協力的）にアプローチするなど、プラットフォームへの直接調査の方法を模索しているところ。
- ・ 公的統計は **GDPR** における個人情報保護を理由とした情報提供制限の対象外であるが、企業のデータ管理担当者、法務担当者等はこの点について **Eurostat** と見解の乖離あり。
- ・ 主要国の統計当局がプラットフォームと協議するも、プラットフォームが提出しうるデータが合算されたものであったために統計目的での活用が困難との由。
- ・ ウェブスクレイピングを検討したが、データベースもスクレイパー事業者も変わっていくため、毎年の統計の比較ができず、定量的把握には持続可能性に疑問はあるも、その瞬間のスナップショットとして有用。既存の調査の質の向上には寄与する可能性。
- ・ 行政データの活用は、規制業種、登録義務等のある分野を中心に可能性あり。
- ・ 個人による供給・供給についての調査は、家庭で使用される **IT** 技術の調査のなかでプラットフォームサービスの利用（収入及び支出）について聞くことは可能。
- ・ 統計調査の変更や追加は時間がかかる。オンラインサービスでの質問追加を年内に決めたとして、2020年の調査から実施、結果が出るのは2021年。

#### その他

- ・ 輸送のシェアに関する判決が、欧州司法裁判所及び欧州域内国の裁判所で発生。
- ・ 経済連携協定におけるデジタル経済に関わるサービス貿易章や、通商枠組みにおけるサービス貿易協定に関連する議論のなかで、サービス統計に係る協力を打ち出していくことが可能。

### (3) OECD

統計データ局 (Statistics and Data Directorate) が 2016 年 7 月、報告書「デジタル化経済における GDP 計測」(Ahman and Schureyer (2016)) を公表。2018 年 9 月には、科学技術イノベーション局 (Directorate for Science, Technology, and Innovation) が統計データ局と連携し、ワークショップ「デジタル化への移行の計測：国民経済計算におけるオンラインプラットフォーム及びクラウドコンピューティングの計測」を主催。

## 定義・分類

- 2018年9月のワークショップの主眼はプラットフォーム経済であったが、シェアリングエコノミーに関わるプレゼンや発言多数。
- プラットフォームとは何か、プラットフォームのサブセットであるシェアリングエコノミーのプラットフォームとは何か、という2つの視点。プラットフォーム経済にシェアリングエコノミー経済が内包されるといったマッピングの図を個人の立場で検討素材として提示。
- 中古品の扱いも含めて未だ決着していない質問（オープンクエスチョン）。国際的な定義の合意はない。ただし、定義における「遊休資産」と「シェア」を要素として含めるところは太宗を占め、中古品の販売は「シェア」とは言えないという感触。
- 多くの機能を有する eBay と、乗り物の提供というひとつだけの機能を提供する uber では扱いは異なる。BlaBlaCar は利益を出していなくとも、運転席以外の座席という遊休資産の共有に該当。これに比べて、（よりタクシーに近い）Uber は遊休資産の活用と言えるのか。
- 2018年5月に Eurostat が主催したシェアリングエコノミーに関するワークショップにおいても、「シェアリング」「遊休資産」といった要素となる言葉の定義が厳格でなく、意見が相違。
- OECD としての定義は作業部会において検討中。
- 米国商務省経済分析局（BEA）のエコノミストである Wendy Li は、オンラインプラットフォームをビジネスモデル（どのような財・サービスを扱っているか、どういったデータをどのように活用しているか等）によって分類。

## 調査・推計

- Eurostat 並びに各国統計当局の取組を把握。
- 未だコンサルティングファームや民間の研究所の調査研究に依存している状態だが、公的統計に含めていく方法が望ましい。
- 財務データによる把握は国によって差異。イタリアは税務当局にプラットフォームの取引が即座に報告される仕組みを導入。統計当局が税務当局の情報の利用を検討。デンマークは、Airbnb に対し、税務当局への報告を自動化することで税制を減免する制度を導入。
- 2018年2月の欧州委員会報告書が最も「真剣」なものだが、推計において多くの仮定を置かざるを得ないのが現状。

## ワークショップの結論

- 急速に拡大・進展中であるプラットフォーム経済や、シェアリングエコノミーといった内容・関連する経済の定義が重要。
- 国際的な議論をより活性化すべき。オンラインコミュニティの構築やワークショップの開催等を進めるなか、日本からの参加を得たい。

## (4) フランス

フランス国立統計経済研究所/L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques (INSEE)

INSEE は経済・財務省傘下の独立機関であるフランス政府の統計当局。シェアリングエコノミー全体の統計的な把握は行っていないが、国民会計局家庭消費課課長が「国民会計」と「GDP への貢献」の観点から検討中。

シェアリングエコノミーに関する概念等

- ・ フランスにおいてもシェアリングエコノミーの拡大を受けて、GDP 算出への取込みを検討中。
- ・ フランスにおいては、社会事業全般監査局 (IGAS) が最近公表した報告書においてシェアリングエコノミー経済の特徴を説明。①所有から利用の経済へ、②消費から共同生産の経済へ、③需要と供給の経済からオンデマンドの経済へ、④企業を介した経済からフラットで企業を介さない経済へ。

定義

- ・ GDP の精度向上のほか、シェアリングエコノミーにおけるサービス提供者としての個人への社会保障や地域経済における公共インフラの整備、さらに環境面でのメリットや消費者の便益への関心が高い。
- ・ IGAS の概念に照らせば、モノの共有は排除されるわけではなく、中古品の販売も包含するものと理解。

調査・推計等

- ・ IGAS はフランスにおいて 250～300 のプラットフォームを把握 (欧州委員会の調査とは異なる対象範囲)。欧州のプラットフォームの収入は 2015 年から 2025 年に 20 倍に進展 (PwC の予測を IGAS が引用)。
- ・ INSEE が 2018 年に実施した宿泊分野の調査では、2015 年と 2016 年の比較でホテルの収入は 0.1% 減であるのに対し、民泊を含めると 2.6% 増。
- ・ 5 年に 1 度の家計調査でシェアリングエコノミーの支出を聞くこととしている。

統計的把握の課題

- ・ シェアリングエコノミーは、既存の経済活動把握の方法と異なる側面が多数。例えば、宿泊における帰属家賃の扱い、中古の宝飾品のネット販売における仲介料以外の利益把握の困難、レンタル会社と個人からのレンタルの統計上の差異等。
- ・ プラットフォームの拠点が国内に存在しない場合も多数。
- ・ OECD が進めるサテライト勘定の整備の作業に INSEE も参加。そこでの課題は無料サービスの把握、プロフェッショナルと非プロフェッショナルの区別、プラットフォーム仲介料の把握等も困難等。プラットフォームが仲介事業者ではなく広告事業者とされる場合等。
- ・ シェアリングエコノミーの機能である、遊休資産の活用や、消費者利益等の統計的把握は政策立

案において重要。しかし、これまでの売買取引からシェアリングエコノミーに移行することで、取引対象の正確な把握が困難に。

- ・ 非合法的な活動も発生（プロが非プロを装う脱税、音楽等の著作権侵害等）

フランスにおけるシェアリングエコノミーの活況等

- ・ 個人が使う車の半数はリース。携帯電話端末も買い取りではなく長期レンタルが一般的。
- ・ Airbnb は 2019 年から宿泊料が自動的に税務当局に申告される枠組を導入。不正の歯止めとして期待。

環境連帯移行省 社会的連携経済高等弁務官オフィス/ *Auprès du Haut-Commissaire à l'Economie Sociale et Solidaire et à l'Innovation Sociale, Ministère de la Transition Ecologique et Solidaire*

(経済・財務省同席)

環境・連帯移行省 (Ministère de la Transition écologique et solidaire.) のデータ・統計研究室がシェアリングエコノミーの一分野である循環経済について統計を発表している。

- ・ 2014 年に法令化された「社会的連帯経済」(Economie sociale et solidaire; ESS) の推進という目標に即し、ESS の統計的な把握を実施。ESS はシェアリングエコノミーと一部重複するが、インターネットプラットフォームを介さない活動も含まれ、また、株式会社による営利活動は除外。
- ・ 売上高に基づく産業分類とは別に、法人格に基づく ESS の 5 分類 (①mutual、②association、③cooperative、④foundation、⑤Societe commercial) がある。ESS 法人は 23 万社あるが、うち 80% は association (≒NFO)。ウルル、リタ等のシェアリングプラットフォームの一部も含まれている。
- ・ ESS の統計的把握に関しては INSEE とも連携。

以上